

## 村山市木造住宅耐震改修等工事費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金（地域住宅計画）及び山形県住宅耐震改修等事業費補助金を財源とし、村山市内（以下「市内」という。）において居住の用に供する木造住宅の耐震改修工事又は減災対策工事（以下「耐震改修等工事」という。）を行う村山市民（以下「市民」という。）に対し、地震による被害の軽減を図ることを目的として、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「木造住宅」とは、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 主要構造部が木造であるもの
  - イ 2階建て以下のもの
  - ウ 戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）
  - エ 平成12年5月31日以前に着工されたもの
  - オ 市内に存在し、現に市民が所有し居住の用に供しているもの
- (2) 「耐震診断」とは、村山市木造住宅耐震診断士派遣事業実施規程（令和2年4月1日施行。以下「耐震診断事業実施規程」という。）第2条第1号に規定する耐震診断をいう。
- (3) 「総合評点」とは、耐震診断により算定される上部構造評点の最小値をいう。
- (4) 「耐震改修工事」とは、別表第1に掲げる工事内容であって、要綱第4条に定める要件に該当するものをいう。
- (5) 「減災対策工事」とは、別表第2から別表第4に掲げる工事であって、要綱第4条に定める要件に該当するものをいう。
- (6) 「耐震診断士」とは、耐震診断事業実施規程第2条第2号に規定する耐震診断士のうち、村山市耐震診断事務所協会に所属する者をいう。

2 前項第1号「木造住宅」の所有者及び居住者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

(2) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

(3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(4) その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、耐震改修等工事に係る住宅の所有者であって、市税及び水道料金及び下水道使用料の滞納がないものとする。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 別表第1から別表第4に掲げる工事内容のうち、いずれかひとつの工事であること。

(2) 別表第1から別表第3までに掲げる工事にあつては、耐震診断士が耐震改修計画及び設計を作成していること。

(3) 耐震改修等工事が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に違反していないこと。

(4) 耐震改修等工事（別表第4の工事を除く。）の施工者が村山市内に事業所、支店又は営業所を有する法人（山形県内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）又は個人事業者であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額のうちいずれか低い額とする。

(1) 耐震改修工事

ア 工事に要する費用の額に10分の8を乗じて得た額

イ 120万円

(2) 減災対策工事

ア 工事に要する費用の額に10分の8を乗じて得た額

イ 30万円

2 前項の耐震改修等工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。

3 過年度に第1項第2号の補助金の交付を受けた住宅について、同項第1号の補助を行う場合には、同号に係る算定補助額から既に交付した同項第2号に係る補助金の額を控除した額を補助金の額とする。

4 補助金の交付は、当該年度4月1日以降に着手され、2月20日までに竣工する補助対象の住宅1戸につき、第1項第1号又は同項第2号のいずれか1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の様式は、村山市耐震改修等工事費補助金交付申請書(様式第2号)によるものとする。

2 補助金交付申請書は、当該申請に係る耐震改修に着手する前に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 耐震改修工事計画書(様式第3号)

(2) 耐震改修工事計画平面図

(3) 耐震改修等工事に係る見積書(耐震補強設計及び耐震補強に係る部分)の写し

(4) 住民票抄本の取得並びに市税、水道料金及び下水道使用料の納付状況の確認に係る同意書(様式第4号)

(5) 別表第4の工事の場合、製品の設置場所がわかる図面及び製品の安全性能評価に関する書類

(6) 前各号の掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(耐震改修工事の内容変更等の承認)

第7条 規則第7条第1項第1号の規定により耐震改修等工事の内容の変更について承認

を受けようとする者は、村山市木造住宅耐震改修等工事費補助金内容変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第7条第1項第2号の規定により耐震改修等工事の中止の承認について受けようとする者は、村山市木造住宅耐震改修等工事費補助金中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定にかかわらず、実績報告書の様式は、村山市木造住宅耐震改修等工事費補助金完了報告書（様式第9号）によるものとする。

- 2 実績報告書は、次の各号のいずれか早い日までに提出しなければならない。
  - （1）耐震改修等工事が完了した日から起算して30日を経過する日
  - （2）当該会計年度の2月末日
- 3 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - （1）耐震改修等工事の施工箇所の写真（着工前、工事中及び工事完了後のもの。  
別表第4の工事の場合製品番号）
  - （2）耐震改修等工事に係る工事請負契約書の写し
  - （3）耐震改修等工事に要した費用の内訳書（耐震改修等工事に要した費用とそれ以外の費用とに分けたもの）
  - （4）前各号の掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（帳簿等の保管）

第9条 交付決定者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。

別表第1（耐震改修工事）

1-1 耐震診断で、総合評点が1.0未満の住宅を1.0以上に上昇させる改修工事

別表第2（減災対策工事【簡易耐震改修工事】）

2-1 耐震診断で、総合評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に上昇させる改修工事

別表第3（減災対策工事【部分耐震改修工事】）

3-1 耐震診断で、総合評点が1.0未満の住宅を、1階のみ1.0以上にする改修工事

3-2 耐震診断で、総合評点が1.0未満であり、かつ別に定める技術基準を満たさない住宅を、  
主要な居室等に特化して、技術基準に適合させる改修工事

3-3 耐震診断で、総合評点が1.0未満の住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する改修  
工事

注) いずれも改修後の総合評点が改修前を下回らないものに限る。

別表第4（減災対策工事【防災ベッド・耐震シェルター】）

4-1 耐震診断で、総合評点が1.0未満である住宅内に、防災ベッドを設置する工事

4-2 耐震診断で、総合評点が1.0未満である住宅内に、耐震シェルターを設置する工事

注) いずれも、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。

注) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅においては耐震診断の結果によらず、令和6年1月30日付け国住市第40号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」で示された「旧耐震基準」の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づくことができる。なお、補助対象は倒壊の危険性があると判断された住宅に限る。

## 「村山市木造住宅耐震改修等事業費補助金」部分耐震改修工事に係る技術基準

### (目的)

第1条 村山市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第3に基づき行う、主要な居室等に特化して行う改修工事で、地震により圧壊に至らず、生存できる空間の確保が可能と考えられる性能（以下、「部分耐震性能」）を以下のとおり定める。

### (定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号及び要綱に定めるところによる。

- (1) 「主要な居室等」 寝室や居間など滞在時間が長い居室を含む壁構面に囲まれた範囲で、直接外気に接する避難上有効な開口部を有する1階にある部分をいう。
- (2) 「部分評点」 別途定める計算方法により算出した、住宅の主要な居室等の耐震性の評価をいう。
- (3) 「家具等」 タンス・食器棚等の家具類及び冷蔵庫等の電気製品等で、高さが主要な居室等の床面から1.2メートル以上のものをいう。
- (4) 「家具等の転倒防止対策」 地震による家具等の転倒を防止する対策をいう。
- (5) 「改修」 第3条に規定する部分耐震性能を有する住宅とするために行う工事をいう。

### (部分耐震性能)

第3条 部分耐震性能を有する住宅とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主要な居室等の部分評点が1.5以上であること
- (2) 主要な居室等において、家具等の転倒防止対策が施されていること

### (適用範囲)

第4条 この基準は、村山市内に存する耐震診断の適用が可能な既存の住宅において、適用する。

### (その他)

第5条 その他必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

## 「部分耐震改修工事に係る技術基準」に基づく『部分評点』の計算方法

### (総則)

本書は、「部分耐震改修工事に係る技術基準」に定める『部分評点』の計算方法及びその他関係事項を定めるものである。

### (計算の概要)

主要な居室等を構成する壁構面において囲まれた範囲を対象として、その部分の面積に応じた地震に対する必要耐力及び保有耐力を算出し、当該範囲におけるX方向及びY方向における部分評点を算出する。

### (計算の条件)

1. 必要耐力の算定は、耐震診断における一般診断法（精算法）に準じて行う。
2. 改修工事を行う構面の保有耐力の算定は、劣化低減係数（D）を0.9とする。

※この際、当該構面を構成する既存の柱、梁、土台等の構造部材に、劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。

3. 精密診断法1による算定は、日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」による。

### (計算の実施)

別添、『部分評点計算シート』による

### (計算の流れ)

1. 部分評点を計算する主要な居室等を設定する。
2. 主要な居室等の面積、耐震診断条件から、主要な居室等の『部分必要耐力』を算出する。
3. 主要な居室等の壁要素（既存壁及び改修壁）の仕様から『部分保有耐力』を算出する。
4. 部分評点を算出する。

部分評点 = 『部分保有耐力』 / 『部分必要耐力』

### (判定)

部分耐震性能に必要な条件

部分評点  $\geq$  1.5